

令和5年7月3日

令和5年第2回神奈川県議会定例会

産業振興・環境対策特別委員会資料

1	脱炭素社会の実現に向けた取組について……………	1
(1)	神奈川県地球温暖化対策計画の改定骨子案について……………	1
2	プラごみ対策について……………	8
(1)	神奈川県循環型社会づくり計画の改定骨子案について……………	8
3	食品ロス対策について……………	
(1)	本県の食品ロスの現状について……………	14
(2)	神奈川県食品ロス削減推進計画について……………	15
(3)	現在の取組の状況について……………	17

1 脱炭素社会の実現に向けた取組について

(1) 神奈川県地球温暖化対策計画の改定骨子案について

神奈川県地球温暖化対策計画（以下「本計画」という。）は、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、令和5年度に全面的に改定することとしている。このたび、本計画の改定骨子案を作成したので、報告する。

ア 現行計画の概要

(ア) 計画期間

2016(平成28)年度～2030(令和12)年度までの15年間

(イ) 県内の温室効果ガスの削減目標

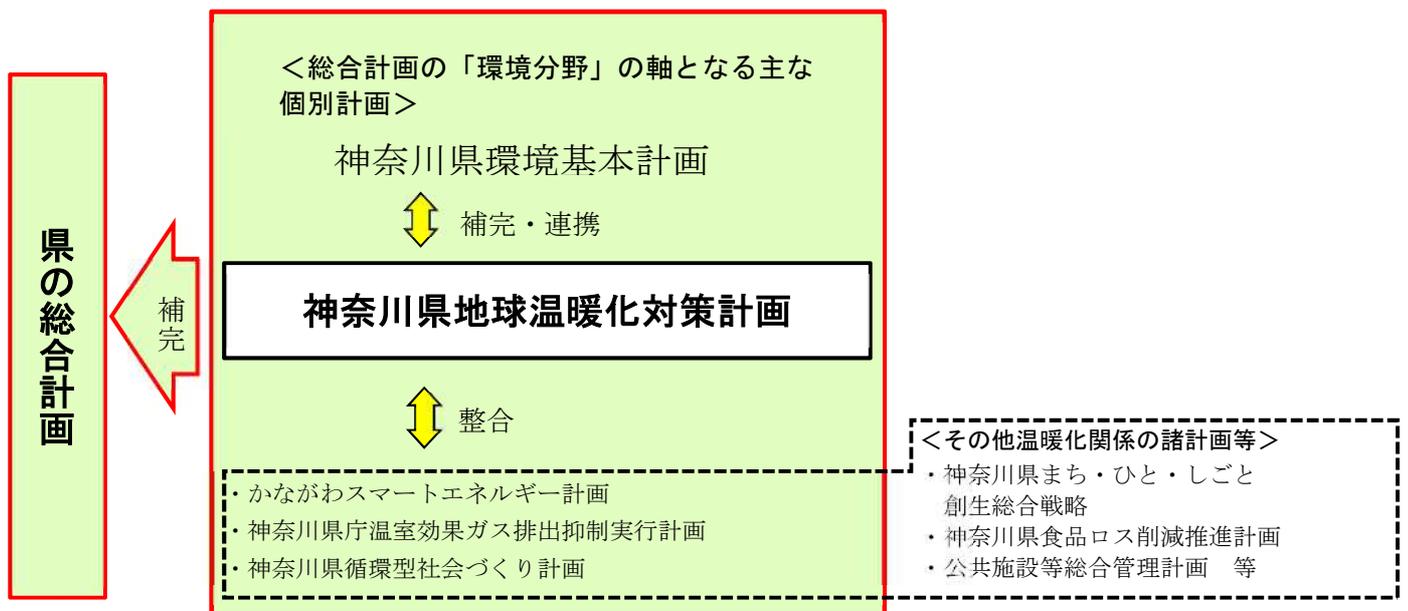
長期目標：2050年脱炭素社会の実現

中期目標：2030(令和12)年度の県内の温室効果ガスの総排出量を2013(平成25)年度比で46%削減(暫定)*

*2023(令和5)年2月に知事が50%削減に引上げを表明

(ウ) 計画の位置付け

- 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けている。
- 本県における地球温暖化対策を推進する上での基本的な計画であり、総合的かつ計画的な施策の推進を図るため、神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、基本方針、削減目標、緩和策及び適応策の取組等を定めている。
- 本計画は、総合計画における政策分野「環境」の軸となる個別計画の一つとして、総合計画を補完するものであり、環境の保全及び創造に関する施策の長期的な県の目標や基本方向を示す計画である「神奈川県環境基本計画」を補完・連携するとともに、関連分野の諸計画等とも整合を図っている。



イ 改定のポイント

- 令和4年3月の計画改定において、暫定としていた中期目標（2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減）について、新たな中期目標（50%削減）を設定する。
- 基本方針、対策の方向性、部門別の削減目標、再生可能エネルギー設備の導入目標の設定等を行うほか、施策体系や施策の見直しを行う。
- 脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、県民目線で分かりやすく示すため、県のエネルギー施策に関する総合的な計画である「かながわスマートエネルギー計画」と、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出抑制に関する計画である「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」*を本計画に統合する。
 - * 本計画を温対法に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置付ける。
- 本県における気候変動影響への適応に向けた施策等について、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行う。

ウ 骨子案の概要

(ア) 計画期間

本計画の中期目標の年度等を踏まえ、2024（令和6）年度～2030（令和12）年度までの7年間とする。

(イ) 2050年の目指すべき姿

2050年時点では、人々の生活様式のデジタル化が進むほか、移動や生産プロセスの電化などの新たな技術サービスの活用により、社会の在り

方が大きく変化している。こうした中、原子力発電に過度に依存せず、安全で安心な再生可能エネルギー等の導入が進み、エネルギーを安定的に無駄なく利用できる環境が整うなど、脱炭素で持続可能な社会が実現することを目指す。

(ウ) 基本方針

未来のいのちを守るため、脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オールジャパン、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組む。

(エ) 対策の方向性

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するため、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化を防止する「緩和策」と、緩和策を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていく「適応策」について、それぞれの対策の方向性に向けて、相互補完的に取組を推進する。

緩和策	適応策
<p>2030 年度の目標達成に向けては、エネルギー起源CO₂排出量の削減に重点的に取り組む必要があるため、省エネルギー対策の徹底と、再生可能エネルギーの利用・導入の拡大に取り組む。</p>	<p>気候変動による県民生活や自然環境への影響と被害を軽減するため、神奈川の特長も踏まえ、農林水産業、自然災害、健康など幅広い分野で対策に取り組む。</p>



(オ) 緩和策

a 県内の温室効果ガス排出量の削減目標

長期目標：2050 年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現

中期目標：2030（令和 12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 50%削減

b 部門別の温室効果ガスの削減目標

中期目標の達成に向けて、部門別の温室効果ガスの削減目標を設定し、部門ごとの進捗状況を把握しながら取組を推進する。

(排出量単位：万トン-CO₂)

部門	2013 年度 (基準年)	2030 年度 (目標)	
		排出量	削減割合
エネルギー転換部門	940	498	△47%
産業部門	2,413	1,032	△57%
業務部門	1,306	459	△65%
家庭部門	1,254	655	△48%
運輸部門	1,073	820	△24%
廃棄物部門	131	69	△47%
その他ガス*	280	182	△35%
吸収源対策	-	△16	
総排出量	7,398	3,699	△50%

※ その他ガス：メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃)

c 再生可能エネルギー設備の導入目標

2030 (令和 12) 年度に太陽光発電の導入量 200 万 kW 以上 (2021 (令和 3) 年度実績：102.7 万 kW)、再生可能エネルギー全体の導入量としては 270 万 kW 以上 (2021 (令和 3) 年度実績：170.4 万 kW) を目指す。

d 県庁の温室効果ガスの削減目標

2030 (令和 12) 年度までに 2013 (平成 25) 年度比で 70%削減 (2021 (令和 3) 年度実績：△7%) することを目指す。

e 施策体系

本計画の基本方針と対策の方向性を踏まえ、2030 年度の中期目標に向けて県が取り組むべき施策体系を、産業・業務といった部門を横断する取組も分かりやすく示せるように、「エネルギーを使う工夫」「エネルギーを創る工夫」「取組を加速させる工夫」の 3 つの大柱、施策の効果を検証する単位としての中柱、具体的な取組のまとめりとしての小柱に分類して整理した。

大柱	中柱	小柱
エネルギーを使う工夫	省エネルギー対策・電化・スマート化	○事業者の省エネルギー対策等の促進 ○建築物の省エネルギー対策等の促進 ○脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進
	人流・物流のゼロカーボン化	○EV・FCVの導入促進 ○公共交通機関の利用等の促進
エネルギーを創る工夫	再生可能エネルギーの導入促進・利用拡大	○再生可能エネルギーの導入促進 ○再生可能エネルギー由来電力の利用促進
	水素社会の実現に向けた取組	○水素需要の創出と供給体制整備の促進
取組を加速させる工夫	イノベーションの促進	○研究開発・新技術の実用化の促進 ○熱需要の脱炭素化
	吸収源対策	○グリーンカーボン（森林・農地でのCO ₂ 吸収源対策）の促進 ○ブルーカーボン（海洋でのCO ₂ 吸収源対策）の促進
	循環型社会の推進	○プラスチックの資源循環の推進 ○食品ロス削減に向けた取組
	CO ₂ 以外の温室効果ガスの排出削減	○フロン類、メタン、一酸化二窒素の対策
	横断的な取組	○脱炭素教育の推進 ○多様な主体との連携・国際環境協力への貢献 ○脱炭素型のまちづくりの推進 ○DXの推進
	県庁の率先実行	○県有施設の省エネルギー対策の徹底 ○公用車へのEV・FCV等の導入促進 ○県有施設の再生可能エネルギーの活用

f 施策の実施に関する目標（施策体系・部門、率先実行）

※ 施策の実施に関する進捗を確認するために、施策に関連する目標を設定する。

g 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準

※ 「神奈川県土地利用調整条例」などを参考に、本計画に基準を設定する方向で検討する。

(カ) 適応策

a 改定の考え方

2016（平成28）年度と2021（令和3）年度の改定において位置付けられた施策等について、2016（平成28）年度以降の社会情勢の変化や国等の動向、神奈川県における影響やその対策を勘案した必要な見直しと施策の追加等を行う。

b 施策体系

分野	主な対策
農林 水産業	○農業に関する対策の推進（農産物の高温障害対策） ○林業に関する対策の推進（きのこ類の病害菌対策） ○水産業に関する対策の推進（海水温上昇による磯焼け対策）
水環境・ 水資源	○水環境に関する対策の推進（海水温上昇による貧酸素水塊対策） ○水資源に関する対策の推進（降雨量の変動による渇水対策）
自然 生態系	○生態系における分布域・ライフサイクル等の変化に関する対策の推進
自然災害	○水防災戦略の推進（洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に関する災害対策の推進）
健康	○暑熱・熱中症対策の推進
産業・ 経済活動	○観光産業に関する対策の推進 （観光客の安心安全を踏まえた観光客誘致）
県民生活・ 都市生活	○水道・交通等のインフラに関する対策の推進 ○災害廃棄物対策の推進
分野横断的な 取組	○気候変動に関する情報収集・発信 ○学校等における環境教育の推進

c 施策の実施に関する目標

※ 施策の実施に関する進捗を確認するために、施策に関連する目標を設定する。

(キ) 進行管理

- 毎年度部門ごとの排出量を推計するとともに、施策に関する指標の達成状況も把握した上で、PDCAサイクルにより、改善すべき施策等を整理する。
- 計画期間の中間年度に当たる2027（令和9）年度において、施策に関する見直しを行う。

(ク) 計画の見直し

地球温暖化対策をめぐる動向、社会情勢等の変化や、本計画の進行管理により生じた課題などを踏まえ、必要に応じ適宜見直しを行う。

エ 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|---------------------------|
| 令和5年8月 | 環境審議会で素案を審議 |
| 9月 | 環境農政常任委員会へ素案を報告 |
| 10月 | 県民意見募集、市町村意見照会 |
| 12月 | 環境審議会で改定案を審議、審議会会長から知事に答申 |
| 令和6年2月 | 環境農政常任委員会へ改定案を報告 |
| 3月 | 計画改定 |

《参考資料1》

神奈川県地球温暖化対策計画改定骨子案

2 プラごみ対策について

(1) 神奈川県循環型社会づくり計画の改定骨子案について

神奈川県循環型社会づくり計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画である。

2023（令和5）年度に現行計画の最終年度を迎えることから、関連する法令の制定等の状況の変化を踏まえ、計画の全面的な改定を行うこととした。

ア 改定の背景等

(ア) 現行計画の概要

【計画名称】 神奈川県循環型社会づくり計画

【計画期間】 2012（平成24）年度から2023（令和5）年度までの12年間※

※ 当初は2021（令和3）年度までの10年間の計画であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会状況等の変化を考慮し、2022（令和4）年3月に計画を改定し、計画期間を2年間延長した。

また、計画期間中間年次である2017（平成29）年3月には、計画期間後半の事業計画を位置付けるため計画を改訂した。

【基本理念】 廃棄物ゼロ社会

(イ) 国等の動向（2017（平成29）年3月以降の状況の変化）

（国の動向）

- 2018（平成30）年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次循環基本計画」という。）が策定され、重要な方向として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね2025（令和7）年までに国が講ずべき施策が示された。
- 廃棄物処理法に基づく国の基本方針は、第四次循環基本計画の策定や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進など、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、2023（令和5）年6月に変更が予定されている。
- プラスチックや食品廃棄物に係る取組の重要性が高まっており、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定さ

れ、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行、2019（令和元）年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行された。

（県の動向）

- 県の総合計画及び「神奈川県環境基本計画」については、2024（令和6）年3月に新たな計画の策定を予定している。
- 2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指し、取組を推進している。また、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、2022（令和4）年7月には「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を改正し、2023（令和5）年3月には「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定した。
- 2022（令和4）年3月に食品ロス削減推進法に基づき「神奈川県食品ロス削減推進計画」を策定し、また、持続可能な適正処理の確保に向け、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定した。

（ウ）廃棄物の現状と課題

a 現状

- 一般廃棄物については、排出抑制の取組が促進されたことにより、排出量は減少傾向である一方、デジタル化の進展に伴って再生利用率が高い紙ごみの排出が減少したことなどにより、再生利用率は横ばい傾向で推移している。最終処分量は長期的には大幅に減少しているが、近年は横ばい又は微減傾向で推移している。
- 産業廃棄物の排出量及び再生利用率は長期的には概ね横ばい傾向で推移しており、最終処分量は海洋投入処分の規制厳格化により大幅に減少している。種類別には、廃プラスチック類の最終処分の割合が最も高い状況である。
- 不法投棄箇所数等は横ばいで推移しているが、いわゆる引越しごみのような一般廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況である。海岸に漂着等したごみの処理量は、海藻の減少により総量は減少しているが、可燃物や不燃物は横ばい傾向で推移して

いる。

- 災害廃棄物については、「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定し、協力体制の構築等を進めている。

b 課題

- 焼却される生活ごみの中には、まだ食べることのできる食品、再資源化可能な紙や容器包装プラスチックなども混入しており、食品ロスの削減の推進や分別の徹底を図るためには、さらなる普及啓発が必要である。
- プラスチック資源循環法で市町村の努力義務として定められた、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や事業者の取組促進が求められている。
- 人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化や廃棄物処理法の厳正な運用、産業廃棄物処理業者の育成等が求められている。
- 脱炭素社会の実現に向け、焼却施設における確実な熱回収の実施やバイオマスの活用、同品質素材への再生といったリサイクルの質の向上が求められている。また、リサイクルしやすい商品の設計などライフサイクル全体で資源循環を推進する必要がある。
- 不法投棄の撲滅に向けては、引き続き市町村等の関係者と連携を図り、今後も高い水準で排出が想定される建設廃棄物は適正処理が確保されるよう指導等を徹底していくことが必要である。また、本県の美しい海や県土を守り、海洋プラスチック汚染をなくしていくため、県民等と協働しさらに環境美化を推進する必要がある。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の構築に向け、引き続き関係者と連携を図る必要がある。

イ 改定のポイント

- 2050年脱炭素社会の実現に向けた速やかな対応が求められており、廃棄物・資源循環の分野においても温室効果ガス排出量の削減等、カーボンニュートラルの達成に貢献する取組の推進が必要であることから、脱炭素化の視点を加える。
- 脱炭素化にも貢献するライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進を強化するとともに、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の

変更等を踏まえた内容とする。

ウ 骨子案の概要

(ア) 計画期間

2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間

(イ) 基本理念

「廃棄物ゼロ社会」（現行計画から継続）

個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような社会を目指す。

(ウ) 計画目標

- 引き続き「廃棄物ゼロ社会」を目指すにあたり、これまでと同様の考え方で目標設定することを前提とするが、一部の目標については、取組の進捗状況が適切に反映されないといった課題が生じていることから見直すこととする。

<現行計画>

目標項目
①生活系ごみ1人1日当たりの排出量
②事業活動による廃棄物の県内GDP当たりの排出量
③一般廃棄物の再生利用率
④製造業における産業廃棄物の再生利用率
⑤不法投棄等残存量

<改定計画>

目標項目
①生活系ごみ1人1日当たりの排出量
②産業廃棄物の排出量 <変更>
③一般廃棄物の再生利用率
④産業廃棄物の最終処分量 <変更>
⑤不法投棄等残存量



(エ) 施策事業体系

- 大柱「Ⅰ 資源循環の推進」、「Ⅱ 適正処理の推進」、「Ⅲ 災害廃棄物対策」の構成は継続したうえで、非常災害時を含め、安心安全な適正処理を前提に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を推進

するよう再構築する。

- 特に大柱Ⅰでは、これまで一般廃棄物・産業廃棄物の別に3R（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再使用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））の推進施策を定めていたが、一般廃棄物・産業廃棄物のいずれにおいても、3Rの中で廃棄物を排出しない取組が最も重要であることから、排出抑制、再使用の取組を優先し、再生利用については、リサイクルの質の向上を目指す内容に再構築する。
- 大柱Ⅱ及び大柱Ⅲについては、社会情勢の変化にも対応しながら取組を着実に推進し、海洋プラスチック問題の解決に向けては県内全域においてクリーン活動を推進する。

現行計画	改定計画
大柱Ⅰ 資源循環の推進 中柱1 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進 中柱2 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進 中柱3 人材の育成と広域連携の推進等	大柱Ⅰ 資源循環の推進 中柱1 排出抑制、再使用の推進 中柱2 再生利用等の推進 中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等
大柱Ⅱ 適正処理の推進 中柱1 廃棄物の適正処理の推進 中柱2 PCB廃棄物の確実な処理 中柱3 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 中柱4 海岸美化等の推進	大柱Ⅱ 適正処理の推進 中柱1 廃棄物の適正処理の推進 中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進 中柱3 クリーン活動の推進
大柱Ⅲ 災害廃棄物対策	大柱Ⅲ 災害廃棄物対策

(オ) 計画の進行管理

毎年度、計画目標の値に対する排出量等の実績、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県ホームページに掲載する。

エ 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年7月 環境基本計画部会で素案を審議
- 8月 環境審議会で素案を審議
- 9月 環境農政常任委員会へ素案を報告
- 10月 県民意見募集、廃棄物処理法に基づく市町村への意見照会
- 12月 環境審議会で改定案を審議、答申
- 令和6年2月 環境農政常任委員会へ改定案を報告
- 3月 計画改定

《参考資料2》

神奈川県循環型社会づくり計画改定骨子案

3 食品ロス対策について

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、販売、消費等の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その削減は国際的にも重要な課題となっている。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進するため、令和元年に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和2年には同法に基づき食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

基本方針に、食品ロス発生量を2030（令和12）年度までに、2000（平成12）年度比で半減させる目標が設定されたことと、食品ロス削減推進法で、都道府県は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定に努めることとされたことを受け、本県では令和4年3月に「神奈川県食品ロス削減推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、食品ロス対策を進めている。

(1) 本県の食品ロスの現状について

ア 家庭系食品ロス

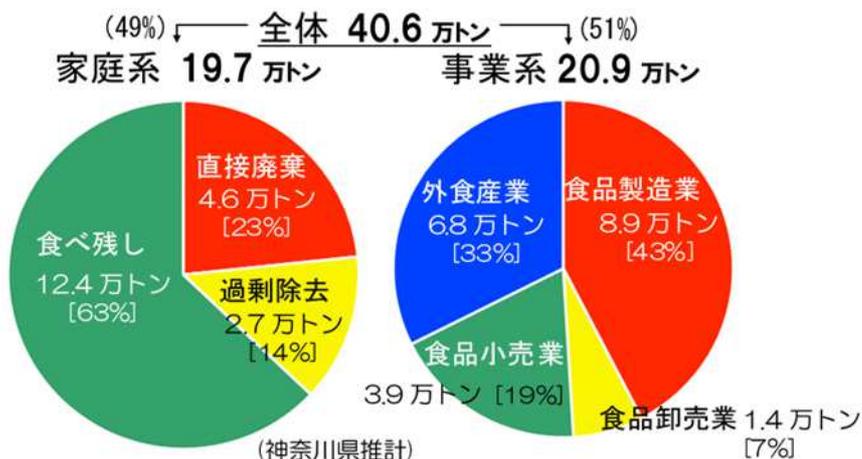
令和2年度における家庭からの食品ロスの発生量は19.7万トンであり、県民一人一日当たり換算すると約58gであった。

また、その内訳は、食べ残しが12.4万トン（全体の63%）、未開封の食品などの直接廃棄が4.6万トン（同23%）、過剰除去が2.7万トン（同14%）であった。

イ 事業系食品ロス

令和2年度における県内事業者からの食品ロスの発生量は20.9万トンであり、その内訳は、食品製造業が8.9万トン（同43%）、外食産業が6.8万トン（全体の33%）、食品小売業3.9万トン（同19%）、食品卸売業1.4万トン（同7%）であった。

【本県の食品ロスの内訳】



(2) 神奈川県食品ロス削減推進計画について

計画に基づき、消費者、事業者、NPO 等の関係団体、行政等の多様な主体が連携・協働して、本県の現状や特性に応じた施策を実施し、食品ロス削減に向けた取組をより一層推進する。

ア 計画の位置づけと計画期間

食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づく「都道府県食品ロス削減推進計画」

計画期間 2022（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 9 年間

イ 目指す姿と施策の方向性

食べ物を無駄にしない県民意識を醸成し、食品ロス削減を「自分事」として捉え、取組を実践する社会の実現を目指す。

県民が「食」への感謝の気持ちを持ち、食品ロス削減に向けた行動変革が広がるよう、各主体が連携し、県民運動として食品ロス削減が進むよう施策を展開する。

ウ 削減目標

県内の食品ロスの実態及び国の削減目標を踏まえ、2030（令和 12）年度までに、2000（平成 12）年度比で食品ロスを半減させることとし、家庭系食品ロス量については、2030 年度までに県民一人一日当たり 46 g、事業系食品ロス量については、県内の発生量 22.1 万トンまで削減することを目標とする。

エ 推進施策

県民への普及啓発や、食品関連事業者から出る規格外品等の有効活用に関する取組などを推進する。主な施策は、次のとおりである。

【教育及び学習の振興・普及啓発等】

- 毎年 10 月の食品ロス削減月間において、県の広報紙「県のたより」などによる食品ロス削減に関する県の取組を紹介するなど、県民に対する普及啓発を行う。
- 食品表示セミナー等を実施し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促す。
- 家庭での食品ロス削減のために、リーフレット等を活用し、暮らしの中で意識して実践できる内容について普及啓発を行う。
- 学校教育において、学習指導要領に基づき、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科などの教科を中心に、消費者教育を実施する。

【食品関連事業者等の取組に対する支援】

- 消費者に対して、外食時の食べ残しを減らす、スーパー等で消費期限が近い商品から購入するといった、意識啓発に取り組む。

- 小盛り・小分けメニューの導入や、消費者の希望に沿った量で料理を提供する取組を促進する。
- キャベツウニ、まぐろコンフィ、カマスボー等の加工品を開発することにより、未利用・低利用の県産水産物の活用を促進する。
- 食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングの機会を設けるなど、食品残さの家畜用飼料としての活用を推進する。

【実態調査等の推進】

- 事業者から発生する食品ロスの発生量把握調査を継続して行う。また、家庭系の食品ロス発生量の継続的な把握のため、市町村が行う発生量調査を支援する。
- 県民ニーズ調査等により、食べ物を無駄にしないように気をつけている県民の割合について、継続的に調査を実施する。

【情報の収集及び提供】

- 食品ロスの削減に資する先進的・効果的な取組やアイデア等を積極的に情報収集するとともに、県ホームページ等の各種媒体を通じて、広く情報・発信する。

【未利用食品を提供するための活動の支援等】

- フードバンク活動が県内全域で活発に行われるよう、市町村や関係団体と連携しながら、フードドライブに係る情報提供を行うとともに、食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングを図るなどフードバンク活動を支援する。
- 災害時の職員及び帰宅困難者用備蓄食料の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前にフードバンク活動団体等へ引き続き提供する。

オ 各主体の役割

各主体が役割を理解し、食品ロス削減に向けた具体的な行動に移す。

- 消費者
食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自ら行動するとともに、事業者や県・市町村の取組に協力する。
- 事業者
食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自らの取組を消費者に情報提供する。発生する食品ロスの削減に努める。
- 関係団体
食品ロス削減に関する普及啓発等を行う。
- 県・市町村
県及び市町村は、食品ロス削減に関する普及啓発を行うとともに、県民・事業者等の取組に対し積極的な支援を行うほか、災害時用備蓄食料を更新する際にはその有効活用を図る。

また、市町村は、国の基本方針及び県計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画の策定に努め、県は市町村を支援する。

カ 計画の推進

庁内会議を活用し、食品ロスの実態や関係部局の取組等を情報共有し、今後の施策等の検討を行う。

また、計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行う。

(3) 現在の取組の状況について

- 食品ロス削減対策は「循環型社会づくり計画」や「食育推進計画」等の各種施策にも位置付けるとともに、県ホームページにおいて、食品ロスに関する県の取組を紹介するほか、県のたよりに食品ロス削減に関する情報を掲載し、周知を行っている。
- 県内の飲食店と連携して、外食時の「食べきり」を促進するためのポスターや啓発動画による普及啓発のほか、食べきれなかった料理を持ち帰る場合の留意事項について、チラシによる周知等を行っている。また、県内の小売業者と連携して、店舗利用者に対し、商品棚の手前にある食品を選ぶ「てまえどり」の呼びかけを行っている。
- 令和4年10月3日～31日にかけて、家庭などで活用されていない食品を持ち寄り、フードバンク等を通じて食の支援が必要な方に届ける「フードドライブ」活動を県庁内で実施した。また県内企業・団体に対しても、「フードドライブ」活動の実施を呼びかけるとともに、県民がフードドライブ活動に気軽に参加できるよう、県内のフードドライブ実施箇所を県ホームページに掲載した。
- 毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行っている。